

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年度（2024年度）第10回（定例会）

署名人 二木 志保
教育長 宮里 寿子

開催日時 令和6年（2024年）8月21日（水）

開会 午前14時30分

閉会 午前15時50分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、幸地英子副参事、安座間蘭主査

（市民スポーツ課）牧野成人課長、松田佑一主査

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学校教育課）濱川太課長、上原彩子副参事、平良真哉副参事、山城高雄指導主事、仲宗根和彦指導主事、運天弘和管理主事、亀川智管理主事、仲村海主任主事

（学校給食課）島袋久美子課長、座波園美主幹、前城一太郎主査

議事日程 ※日程6～10は非公開。ただし、日程6～9は議会の議決後に会議録公開。

- 1 議案第18号 那覇市スポーツ推進審議会への諮問について【市民スポーツ課】
- 2 議案第19号 令和7年度に使用する小学校教科用図書の採択について【学校教育課】
- 3 議案第20号 令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について【学校教育課】
- 4 議案第21号 令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
【学校教育課】
- 5 議案第22号 那覇市教育事務点検評価の答申及び報告書について【総務課】
- 6 議案第23号 財産の取得（コンテナ消毒装置）に関する意見の申出について【学校給食課】
- 7 議案第24号 財産の取得（洗浄機、シンク等）に関する意見の申出について【学校給食課】
- 8 議案第25号 財産の取得（消毒保管機、冷凍・冷蔵庫）に関する意見の申出について【学校給食課】

- 9 議案第26号 財産の取得（真空冷却機等）に関する意見の申出について【学校給食課】
- 10 報 告 1 県費負担教職員の内申に関する教育長の専決について【学校教育課】

会議録作成（総務課）

宮里教育長 ハイタイ よろしくお願いいたします。これより令和6年度第10回教育委員会会議(定例会)を開催したいと思います。本日は議事日程にあるように、議案が9件、報告が1件となっております。議事録署名は二木委員、よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、日程1、議案第18号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」を議題といたします。稲福生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

稲福部長 よろしくお願います。議案第18号につきましては、那覇市スポーツ推進計画の中間見直しを行うにあたり、那覇市スポーツ推進審議会に諮問するため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第12号に基づき、この案を提出いたします。諮問の内容については、市民スポーツ課から説明をさせていただきます。

宮里教育長 よろしくお願いいたします。

牧野課長 市民スポーツ課です。それでは、お配りした資料議案第18号の2ページ目、那覇市スポーツ推進計画中間見直し概要のページをご覧ください。

那覇市スポーツ推進計画は、平成31年度から令和10年度までの10年計画でございます。計画の策定時に社会情勢の変化や上位計画の改定などを踏まえ、計画の中間年度に見直しを実施することとしていたことから、今年度見直しを行うものでございます。

社会情勢の変化としましては、国より中学校の休日の部活動を地域と連携し移行するよう方針が示されており、本市においても地域主体のスポーツ活動を推進していく必要がございます。また、本計画策定後、本市の第5次総合計画の中間見直しにより、DXやSDGsの推進、ウェルビーイング等が新たに盛り込まれ、本計画においてもそれらを参酌する必要がございます。これらの社会情勢の変化や上位計画の改定等を踏まえた中間見直しを実施することで、今後の、本市におけるスポーツ推進の取り組みに反映させて行きたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、9月中旬から下旬にかけて、那覇市スポーツ推進審議会へ諮問を行い、年度内に3回程議論していただいたうえで、令和8年2月頃の答申を予定しているところです。

3ページ目をご覧ください。こちらからは、那覇市スポーツ推進審議会委員の名簿となっております。はい、説明は以上です。よろしくご審議の程、お願いいたします。

宮里教育長 ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。安里委員、お願いいたします。

安里委員 那覇市のスポーツ推進計画の中で、計画の目的というのは、生涯スポーツ社会の実現をさらに推し進めることを目的にしていると、あとはその推進計画の中でも計画期間として中間の年度に見直しを行うということがしっかり明記されていて、3ページをみると、数値目標というのがあるんですね。その数値目標を見ると、例えば成人の

スポーツ実施率というところがあって、２０１８年度と２０２８年度を予想して、例えば、週１回以上は６５％の方が運動しているという２０２８年度目標値とかを書いていて、また、障がい者のスポーツ実施率というのもし示されていて書かれていますけれども、現時点で見直しをしていくうえで、どのような状況なのかなというのを、またそれを、どう把握しているのかなと、ちょっと聞かせて貰えたらと思います。

宮里教育長 よろしく願いいたします。

牧野課長 数値目標につきましては、まず、成人のスポーツ実施率、こちらは、那覇市の市民意識調査を基にデータを取っております。２０１８年度当時は、週１回以上の運動が４０．９％の数値で、２０２３年度、去年ですね。市民意識調査では、週１回を超えるのが５８．１％ということで、スポーツ実施率は目標値に向けて、順調に進んでいるところです。障がい者スポーツは、コロナ禍があったため、この数値が今、拾えていない状況です。２０２８年度までには、何らかの方法でこの数値を取れるように、関係各課と調整しながら、やって行きたいと考えております。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 推進計画の見直しをしていくために一番大事にしている視点みたいなもの、数値目標というのは示されていますけれども、数値目標だけではなくて、それ以外でも何か、見直しをしていく視点で、凄く大事にしているようなものはございますか。

宮里教育長 お願いします。

牧野課長 計画策定された後に、一番大きな課題と考えているのは、部活動の地域移行、これに関する取り組みを那覇市としてどうやっていくか、というのが、今、大きな課題となっています。この辺を踏まえたうえで推進計画に落とし込みながら、今後進めて行かないといけないものと考えています。また、ウェルビーイングとか、ＳＤＧｓとか、新しい概念もでてきていますので、そこら辺も踏まえた中間見直しができるようにやっていきたいと考えている所です。

宮里教育長 安里委員、どうですか。

安里委員 どうも、ありがとうございます。

宮里教育長 よろしいですか。ほかにも、ございますか。大丈夫ですか。それでは議案第１８号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 それでは、異議なしということなので、議案第１８号「那覇市スポーツ推進審議会への諮問について」は、可決いたしました。市民スポーツ課、ありがとうございました。お疲れ様でした。

よろしいですか。引き続いて、議案第１９号「令和７年度に使用する小学校教科用図書の採択について」を、議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしく願い

たします。

比嘉部長 よろしく申し上げます。議案第19号「令和7年度に使用する小学校教科用図書の採択について」、提案理由を説明します。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、令和7年度に使用する小学校教科用図書について、別紙のとおり継続して採択する必要があるので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第13号に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校教育課より説明させていただきます。

宮里教育長 よろしく願いいたします。

濱川課長 お願いいたします。資料の2ページをご覧ください。こちらは令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてです。令和5年8月9日付け、第8回教育委員会議にて議決された内容になります。「令和6年度使用小学校教科用図書について、別紙のとおり採決する。」資料の3ページをご覧ください。こちらは令和5年度に議決された別紙となります。今回、提出した議案の別紙の表と令和5年度に議決された別紙の表は同じものになります。

資料の4ページをご覧ください。こちらは関連する法令を一部抜粋したものになります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令に定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」と定めております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項では、「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間では、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採決する場合を除き4年とする」と定められております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

宮里教育長 ありがとうございます。教科書の採択は4年ということと、毎年、種目ごとに採択していかななくてはいけないということで、今回の議案ですが、この件について、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。安里委員、お願いします。

安里委員 確認ですけど、ということは、小学校は令和6年度から令和9年度までの使用ということで、捉えて良いですかね。

宮里教育長 濱川学校教育課長、どうですか。

濱川課長 そのとおりです。

宮里教育長 安里委員、よろしいですか。

安里委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかに、ございますか。大丈夫ですか。それでは議案第19号「令和7年度に使用する小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょ

うか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第19号「令和7年度に使用する小学校教科用図書の採択について」は、可決とします。

続いて議案第20号「令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いいたします。

比嘉部長 議案第20号「令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について」、提案理由を説明いたします。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項第5号により、令和7年度に使用する中学校教科用図書について、別紙のとおり採択する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第13号に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校教育課から説明をさせていただきます。

宮里教育長 濱川学校教育課長、よろしくお願いいたします。

濱川課長 よろしく申し上げます。資料2ページをご覧ください。こちらは、令和6年度に実施した、教科用図書那覇採択地区協議会における令和7年度使用中学校教科用図書の選定結果になります。

今回、提出した議案の別紙の表と選定結果の表は、英語の第2学年と第3学年を除き同じものとなっております。資料3ページをご覧ください。

こちらは令和7年度使用中学校教科用図書の選定理由になります。この選定理由等の内容が資料5ページまで続いております。資料6ページをご覧ください。

こちらは、令和6年度6月3日付け、「文部科学省初等中等教育局教科書課、事務連絡、令和7年度使用文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について」から一部抜粋したものになります。

需要数報告における留意事項についてまとめられていますが、中学校教科用図書については、ページの中ほど、「②英語」について、読み上げます。「学習指導要領において、3学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。そのため、採択教科書を変更した場合、第1学年については、採択変更後の発行者の新版教科書を使用するが、第2学年及び第3学年については、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること。また、来年度である令和7年度に行う需要数報告においても同様であること。」としております。

令和6年度実施、教科用図書那覇採択地区協議会における選定結果では、英語の発行者が変更になるので、第1学年については、変更後の発行者、三省堂の新版教科書、第2、第3学年については、変更前の発行者、教出の新版教科書を使用することになります。なお、「③道徳」の発行者については、変更はありません。資料7ページをご覧ください。

こちらは、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律を一部抜粋したのになります。第13条第4項では、「第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。」こと。第5項では、「前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」と定めております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

宮里教育長 ありがとうございました。ただいまの議案20号に関しまして、ご質問、ご意見がありますでしょうか。しばらく、読んでもらったほうが良いですか。安里委員、お願いします。

安里委員 選定理由というのが、これは意見と言うか感想と言うか、どうしてこの発行者に選ばれたかなと言った時に、デジタルコンテンツが充実しているとか、あるいは、現場では個別最適な学習ということに力を入れている、その支援に向けてQRコードのコンテンツからとか、あるいは動画とか視聴覚ツールの活用、これが工夫されている教科用図書が選定されたのかなと思いましたが、どうですか。

宮里教育長 もし良かったら仲本委員どうぞ。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 再開します。安里委員、お願いします。

安里委員 1つだけ。今回時間があつたので、小学校と中学校の資料を結構見ましたが、そして、小学校で選ばれた教科用図書と中学校で選ばれた教科用図書の発行者がダブっている所があつたんですよ。例えば、国語、書写、地図、理科、音楽一般、音楽器楽合奏は、同じ発行者です。ということは、調査員の方々が、しっかり見つめていて、その小学校の調査委員と中学校の調査委員の、何かそういった見方みたいなものが一緒になったのかな。子ども達にとっては、同じ発行者の教科書を、小学校でも中学校でも学んで行くので、ある面では学びが非常に深まって行くのかなというような印象を受けました。以上です。

宮里教育長 どうぞ。

仲本委員 ちょっと良いですか。一応、接続性というのが大事かなと思って、小学校は何の教科書を使っていますかということは、質問させていただきはしました。でもまあ、本当に参考までに、という形で。どの教科書も、小学校の学習内容からの接続を必ず導入のページで意識した形で、その内容に入っていくので、どの教科書を使っても、そんなに遜色ない感じは受けました。

宮里教育長 決まったものは、何をここで身に付けさせたいかというのが、ハッキリしている教科書が選ばれたのかなというのが、凄くどの教科も感じましたね。それが非常に子ども達も見やすいというか、凄く面白かったですね。ほかにも、ございますか。よろしいですか。それでは議案第20号「令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第20号「令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について」は、可決したことといたします。

引き続きになりますが、議案第21号「令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いします。

比嘉部長 議案第21号「令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、提案理由を申し上げます。義務教育諸学校の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書について採択する必要があるため、この案を提出いたします。詳細については、学校教育課から説明いたします。

宮里教育長 濱川学校教育課長、よろしくお願いします。

濱川課長 よろしくお願いします。資料7ページをご覧ください。こちらは、関連する法律を一部抜粋したものになります。まず、学校教育法第34条第1項では、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定めており、第49条で中学校に準用しております。

また、附則第9条では「特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項」、カッコ内は省略させていただきます。「第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」と定めております。

次に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」と定めております。説明は以上となります。よろしくお願いします。

宮里教育長 ありがとうございます。議案第21号に関して、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 1ページですが、採択の理由と言うか、系統的な学びを重視して、この発行者の教科書を選んだのか、あるいは、特別な支援を必要とする児童生徒の、何か、学習上の困難を軽減するためのものなのか。パッと見た時に、同じ発行者のものが、結構、あ

るようなので。

宮里教育長 私も、そのあたり疑問でしたので、この間お聞きしました。この発行者だけですね。

山城指導主事 2番にあります文部科学省著作教科書については、本来は特別支援学校の知的障害の児童生徒を対象とする著作教科書でございまして、例えば、「種目 国語」については、東京書籍さんのみ発行しておりますので、選定する訳ではなくて、これを使うという形になります。

宮里教育長 安里委員、よろしいですか。

安里委員 そうですか。分かりました。

宮里教育長 この星のマークが難易度と言うか。星が1個、2個、3個とあるのが。私は「ほし本」と言っていましたけれども。国語であれば東京書籍さんだけが作っているということなので、というお話でしたね。仲本委員、お願いします。

仲本委員 参考資料の7ページの、関連法の中に電磁的な、要するにデジタル教科書だと思いますが、第34条に規定がありますけれど、文字を大きくしたり、音声に変換したりというようなことがあります。もし、そういう配慮が必要なお子さんがいて、この子は紙媒体じゃなくて、デジタル教科書のほうがより望ましいということになると、その子に関しては、デジタル教科書が無償で配布される対象になるんですか。

宮里教育長 どうぞ。

山城指導主事 教科書バリアフリー法が改定されて、今、調査がありまして、来年度の見込みはどれだけですかという調査がきておりますので、今後そのようになっていくと考えております。

宮里教育長 仲本委員、よろしいですか。

仲本委員 教科書バリアフリー法というものがあるんですね。分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 これに関連するか分かりませんが、校長会でも話しましたが、デイジー教科書というものがあります。デイジー教科書を通すと教科書の字が大きく見えるとか、線を引くことができるので、そのデイジー教科書を、特別支援の子だけではないのですが、やはり、気になる子たちがいるので、どうぞ、申し込んでくださいというのは、校長会等でお話をしました。なので、デイジー教科書を申し込むと、拡大したりということは出来るのかな。あくまでも、デイジーの場合はそうです。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 デイジー教科書は、文部科学省の無料配布の教科書という訳ではなくても、出来ますか。

宮里教育長 出来ます。申請で出来ます。教育委員会ごとで行っているところがあって、浦添はやっているようです。これはすみません、教科書会社とは違うのですが。ほかにもございますか。私も知らなかったのですが、この間、お聞きしたら、該当学年の教科書はどちらか一つということです。特別支援学校の「ほし本」か。1人1冊の無償化と

いうことを、私もこの間、教えてもらいました。二木委員、どうぞ。

二木委員 そうすると、子どもによっては、国語はできるけど、算数はできないとか、そういうお子さんもおられると、その場合は例えば、国語は、その学年の教科書を貰えて。

宮里教育長 選べますか。国語は、この「ほし本」で、算数は、当該学年の教科書というふうに選べるということですか。

山城指導主事 学校のほうで選定していくことになります。「ほし本」とか、それから、いわゆる一般図書というものについては、特別の教育課程を編成する必要がある時に、通常の学級で使用している教科書が合わないという場合に、学校のほうで編成した教育課程に合わせて選んでいくという形になります。

宮里教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 前の年に決めないといけないですね。

山城指導主事 そうですね。丁度、今この時期です。

宮里教育長 ほかに、ございますか。大丈夫ですか。それでは議案第21号「令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということなので、議案第21号「令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、可決いたしました。学校教育課、お疲れ様でした。ありがとうございました。

次は、議案第22号「那覇市教育事務点検評価の答申及び報告書について」を議題といたします。稲福生涯学習部長、よろしくお願いいたします。

稲福部長 議案第22号ですが、教育事務点検評価報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、那覇市教育事務点検評価委員会に対し教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について諮問し、答申を受けております。その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要がありますので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第17号の規定に基づき、この案を提出いたします。内容につきましては、総務課からご説明させていただきます。

宮里教育長 平良総務課長、よろしくお願いいたします。

平良課長 ご説明いたします。今年5月13日の教育委員会会議において決定されました15事業につきまして、5月23日に那覇市教育事務点検評価委員会に対し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の進捗及び評価について、諮問をいたしておりますが、同委員会には、各事業ヒアリングを行いまして審議を付託した外部評価を取りまとめ、8月1日に答申書の手交がございました。その答申を受けまして、事務局では内部評価と合わせて報告書を作成しております。この報告書につきましては、本日の教育委

員会会議で議決をいただきましたら、来週の予定になっておりますが、8月26日に議会で報告し、市民へ公表する予定となっております。それでは、詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

宮里教育長 お願いします。

安座間主査 総務課 安座間です。教育事務点検評価報告書について説明いたします。3ページの目次をご覧ください。項目ですが、大きく分けまして、「議会への報告及び公表について」、「教育委員会の組織及び教育委員の活動概要」、「教育事務の点検及び評価の実施について」という3項目に分かれております。次の4ページをご覧ください。以降は連番となっている、小さく付番されている数字のページの表記を申しあげますので、下のページのほうをご覧ください。

「議会への報告及び公表について」でございますが、この部分は、点検評価の主旨などを記載しております。報告書の前書きにあたる部分となっております。5ページ目をご覧ください。「教育委員会の組織及び教育委員の活動概要」でございます。5ページから6ページにかけまして、令和5年度在任の教育長及び教育委員の氏名及び任期、教育委員会会議の開催状況、教育委員の活動状況等について記載しております。

7ページには、事務局及び教育機関組織及び職員配置表を記載しております。続きまして、8ページをご覧ください。

「教育事務の点検及び評価の実施について」という項目になっております。点検評価を行うにあたり、抽出した15事業については、各主管課で事業ごとの点検シートを作成し、「妥当性・効率性・有効性」の3つの評価基準による複眼的視点で内部評価を行い、あわせて主管課としての今後の事業展開や方向性について、記載をしております。

9ページ、点検評価の評価基準をご覧ください。3つの評価基準、「妥当性・効率性・有効性」それぞれを5点満点で評価し、その合計点数に応じて、「S目標を上回り達成」から「D未達成」の5段階で評価いたします。また、「今後の展開」は今後の事業の方向性を示しております。

次に10ページでございますが、那覇市教育事務点検評価委員一覧を記載しております。兼浜委員長から喜瀬委員まで5人の評価委員の方々となっております。

11ページは点検及び評価の流れを記載しております。下段は評価点検の手順を示しております。

12ページは点検及び評価結果一覧でございます。点検評価15事業について、内部評価及び外部評価を記載しております。表の右端に外部評価の欄がございます。ご覧ください。

令和5年度事業について、外部評価が「S目標を上回り達成」となっている事業は、No. 11の「図書館運営事業」の1事業でございました。そのほか「A達成」の事務

事業が12事業で、「B概ね達成」が2事業ございました。総合評価において、外部評価が内部評価より上がった事業は、No, 10「公民館講座事業」、No, 11「図書館運営事業」の2事業でございました。外部評価が内部評価より下がった事業としては、No, 1「児童生徒の学力向上の取り組み」、No, 6「初任者・中研教諭等資質向上・その他研修事業」の2事業ございました。

「児童生徒の学力向上の取り組み」においては、学力向上推進計画の周知をすることが主な目標とされており、目的と手段が混同され、評価シートからは活動の内容が読み取りづらく評価しにくいこと、また、児童生徒の学力を向上させるためには、目標や指標を見直し、着目点を子どもの学ぶ意欲や授業スタイルの変化について取り上げるなどの検討が必要との指摘がございました。

「初任者・中研教諭等資質向上・その他研修事業」においては、各評価項目において、適した表現がされていないとして、評価シートでの言葉の使い方等についてのご指摘がありました。また、成果指標においては、受講した研修・講座を実務にどう活かしたか、教育活動への意欲の変化等を取り入れ、効果を明確にすることが必要との意見がございました。報告書の次に、「那覇市教育事務点検評価委員会」から受けました「答申書」を添付しております。本日、議決をいただきましたら、議会へ提出する予定になっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

宮里教育長 ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見がありますでしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 大きい数字の1ページです。「議会への報告及び公表について」という、その下のほうに教育委員会としては、今回の点検評価結果及びいただいたご意見を、事業の改善に役立てると、あと、計画的かつ効果的な教育行政を推進していくと、つなげていくということだと思います。大きい数字の9ページを見ましたら、評価事業一覧、先程、ご説明がありましたけれども、この中で「B概ね達成」というのが2つあると、1つは「児童生徒の学力向上の取り組み」ということですが、お隣の10ページを見て、外部評価の総合評価を読むと、本当に、おっしゃるとおりだなというのがあって、特に、3つ目位に、また、と言う所で、「有効性の評価で一部の好結果を取り上げ、そうでない結果を取りあげないのは、点検・評価の目的から疑問が残る。」これは直球が来たなという印象で、結局、点検・評価は問題点の改善を求めているということがあるし、今後の展開の中で、やはりこれは、おっしゃるとおりだと思ったのは、その中心に授業改善を据える必要があると。これは、もう、おっしゃるとおりだということになりますね。これを踏まえて、多分、那覇市の学力向上推進計画、その辺に落とし込んでいくということになると思いますけど、この学力向上推進計画の5ページですが、丁度、令和6年度は、これまでの成果と課題をもとに、令和7年度以降の向上の策定をしていくという年になっているので、そこら辺の改善になって

いくんだと思います。ですから、各関係機関、学校教育課、あるいは教育研究所などは、それを踏まえて改善して行くと思いますけど、お話をお聞きしたいのは、これを議会に提出すると。それに加えて公表もしていくということですが、議会に提出したあとに、こういった項目について、どのような働きかけが議会からあるのか、あるいは、公表したことによって、一般市民なり関係者が見て、これはどうなったんでしょうか、みたいなものがあるのかどうか。それは過去の出来事でも良いのですが、それをして、これで終わりなのか、提出した後にね。何らかの、チェックが入って、それをまた改善に向けて、議会としても何らかのサポートをしていくということがあるのかどうか、お聞きしたいですね。

宮里教育長 よろしいですか。平良総務課長、よろしくお願いします。

平良課長 今後、改善を望まれている事業等につきましては、議会への報告を致しますので、その時点で議員の皆さんから、何かしら議会定例会の中でのご意見やご質問があるとか、可能性はございますが、今までのところでは特にはございません。代表質問や一般質問ではなく、分科会や教育福祉委員会という、議員の皆さんの委員会がございますが、その中でこの報告書を説明してお渡ししております。その際に、今後PDCAを回すにはどうするんですかというような、ご質問をいただいているというところはございまして、事務点検評価の中で、前年度より下がった事業、改善が必要ですというような指摘をされた事業については、連続して評価をいただくような形を取っておりまして、前回、ご指摘や改善の提案を受けたものが、今回はどうなっているかという所を、また次年度に確認していくという作業を取るということが一番の、この事務事業の効果になるのかなというふうに考えております。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 僕も、事務点検評価委員の経験があるものですから。結構、事務局が苦勞して、議論したものを、ああでもない、こうでもないとか、言葉尻をどうしようとかあって、この限られた期間内で一生懸命やっていく。これだけやったものが、議会に出してチャンチャンで終わってないよね、と言うね。その辺のところを。この中には例えば、人の配置なりも大事だよという文がありますが、それを議会の中で受け止めて、じゃあ、これはこうなっているから、予算を付けたほうが良いんじゃないかとか、そこまで持っていくと大体、それをやった価値がね。さらに何か、充実していくというような印象を受けています。以上です。

宮里教育長 分かりました。実は、このB評価を付けた事務評価委員とはお話をしました。学力向上推進は、今回、本当に刷新します。ご指摘があった指標ですね。子どもの意欲の部分は今までは、点数だったんです。学テの国語や算数等の点数だったんですけども、意欲の部分と授業改善というところで、先生達の授業は自分自身変わったかどうかを聞いてみたら、というその視点も面白いなと思っていて、それらは本当に、先程、

安里委員がおっしゃっていたように令和7年度活かしていけるのかなとか、そういうふうに思いました。また、教育研究所はですね。あとでお聞きした時に、この研修はどのようなふうな、何と言いますか、これを狙いとしてというのは、きちんと立てているということの話も受けております。ほかにもありますでしょうか。今回、この学力向上に関しては、始めは、このリストに挙げていなかったけれども、委員から是非、挙げてほしいということで、挙げているものということですよね。違いますか。やはり委員からね。これは本当に、ご指摘いただいたとおりだと私も思います。安里委員、どうぞ。

安里委員 細かく読まないけれど、これを読んだら、おっしゃるとおりと感じた。結構、鋭い。
宮里教育長 ありがたかったです。仲本委員、お願いします。

仲本委員 私が、この報告書を読んで思ったのは、今、教育長が言われたように、学力向上の所、前々から、ちょっと不登校が増えていることも鑑みて、やはり健全育成と言うか、子ども達自身の学ぶ力、学び続ける力というのを、どう評価するのかという、こどもの内面の所を、もう少し評価に落としこんでいくと良いのかなと思います。充分、全国の平均を超えるか、超えないか、少し低めの時もありますが、この取り組みが始まった頃よりはずっと、ほとんど差がないような状態になって来ていますので、ここで次のステージに移って、学び続けるという態度というか、意欲の所を評価できるような形で、今、おっしゃったような形で進んでいただけると、現場も子ども達も、息がしやすくなるかなというふうに感じて、凄く良い評価をいただいたなと思いました。

あとは、12ページの医療ケア児のことですね。本当にスムーズに、この事業がサッとスタートしたというだけでも、本当にもう今までに比べて凄く、大きな一歩だったんですけど、ここに書いてあるように、やはりこの時間派遣というのが、どれ位、ニーズが満たされているのか、この時間派遣で。この辺は一人一人の、沢山の子が居るわけではないので、公立学校で医療的ケア児を受け入れている人数が少ないので、一人一人に、丁寧に少し、どんな面が不安だったのかとか、実際のこの評価をしていただきたい。私の耳に入っているのは、糖尿のお子さんとか、時間派遣では今は多分、給食前のブースターをする時だけ、その操作を手伝っているという所だけ、やっていると思いますけど、朝ご飯をどれ位食べられたとか、前の日の夕飯をどんなふうにしたとか、何時に食べたとか、そういうことで、例えば、午前中の運動量が多いと急激に気分が悪くなるとか、そういうこともありはするので、恐らく受け入れている養護の先生も、この看護師が来る1時間は、この人が見てくれると思うと思いますけれど、それ以外は、自分が気を張っていないといけなと、多分、不安に思っているとは思いますが。お母さん達も実際、この時間以外は、何かあったら自分が行かないと、というつもりで、多分ご家族も緊急時は自分達で行かないという形になっているかと思うので、本当に、1歩は大きかったですけど、もっとこう、バリアフリー

な所を目指せないのかという所を常に検討していただきたいなというふうに感じました。とても良く、この評価をまとめていただいているなというので、安里委員が言うように、とても丁寧に評価しているということも感じました。以上です。

宮里教育長 ほかにも、どうですか。山城委員、お願いします。

山城委員 感想です。今回、外部評価のランクダウンが1件、ランクアップが2件となっています。これがランクダウンだけ並んでいると、内部評価の妥当性とか客観性は、どうなっているのかと問われる所ですけども、ちゃんとランクアップもあるので、内部評価の正当性が示されていると感じます。以上です。

宮里教育長 ありがとうございます。その視点はなかったですね。このランクアップの所は、図書館の事業ですね。凄く評価してくださって。

山城委員 満点でしたね。

宮里教育長 あと、公民館ですね。ほかにもありますでしょうか。二木委員、お願いします。

二木委員 外部評価の文章が非常に質の高い文章と言うか、どういう先生方、どういう委員が呼ばれて、こういう文章が書けるのかなと思ひながら見ますと、やはり、教育ですけども、もしかしたら、とても優秀な方々なのかと。この外部評価委員会を開く時には、どの位の時間をかけていますか。

安里委員 タイムスケジュールがね。

宮里教育長 平良総務課長、お願いします。

平良課長 全部で5回開催しておりまして、評価に対するヒアリングを、実際に各課から行うのが2日間の約午後一杯なので、丸1日程度です。それからヒアリングした内容について、ある程度の評価の案を、委員の皆さんに作成していただいておりますので、その作成していただいた案について協議するのに、また、半日かけているところです。かなり丁寧に見ていただいております。

宮里教育長 二木委員、お願いします。

二木委員 それぞれの委員の方々、専門分野は多少違っていると思いますが、1つの、例えば事業に関しての、得意分野、不得意分野とかをちょっと分けたりとかして、文章作成を1人でやるんですか。

安里委員 それぞれ分担して。

宮里教育長 平良総務課長、どうぞ。

平良課長 それぞれの専門分野または委員の皆さんのご意見で、担当の事業は分けて、一旦評価をしていただいております。それをまた全員で協議していただいて、評価にまとめる、というようなことまでしていただいております。

二木委員 厳しい評価も、もらっていますか。

宮里教育長 はい。島袋恒男先生は、学力向上の第一人者だったので、今回、その学力向上に関して、ご意見をいただいたのは良かったかなと、思います。それぞれもエキスパート

の方達が委員をなさっていますよね。学校教育とか家庭教育とか。ほかに、ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第22号「那覇市教育事務点検評価の答申及び報告書について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、それでは議案第22号「那覇市教育事務点検評価の答申及び報告書について」は原案のとおり可決しました。総務課、ありがとうございました。

ここから非公開について、諮りたいと思います。議案第23号から第26号までは、議会への提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。また、報告1については、人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案23号、24号、25号、26号の会議録は議会の議決後に公開したいと思います。議案第23号、24号、25号、26号及び報告1に関して非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 それでは、非公開といたします。関係者以外の退席をお願いいたします。

～ 非公開（議会議決後公開） ～

宮里教育長 議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、財産の取得に関する意見の申出については、関連しますので一括して、説明をよろしく申し上げます。それでは、比嘉学校教育部長、よろしく申し上げます。

比嘉部長 議案第23号「財産の取得(コンテナ消毒装置)に関する意見の申出について」、議案第24号「財産の取得(洗浄機、シンク等)に関する意見の申出について」、議案第25号「財産の取得(消毒保管機、冷凍・冷蔵庫)に関する意見の申出について」、議案第26号「財産の取得(真空冷却機等)に関する意見の申出について」、一括して提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号及び第6号に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校給食課より、ご説明いたします。

宮里教育長 島袋学校給食課長、よろしく申し上げます。

島袋課長 よろしく申し上げます。4件の議案につきまして、一括してご説明申し上げます。議案第23号から議案第26号につきましては、（仮称）与儀学校給食センターの財産、物品の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格3,000万円以上の動産を取得するため、令和6年9月定例会へ付議予定ですので、この議案を提出するものでございます。

議案第23号から議案第26号、何れの議案におきましても、資料の1ページ目は市長への意見書、2ページから4ページ目は、議会への提案書となっております。財

産を取得する目的につきましては、児童生徒へ安全・安心な学校給食を提供するためでございます。

議案第23号から議案第26号、何れの契約につきましても令和6年8月8日に制限付き一般競争入札を実施し、それぞれ6社の参加がございました。議案第23号、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。コンテナ消毒装置の購入につきましては、落札率98.9%、契約金額35,574千円で合同会社team Oneと令和6年8月13日で仮契約を締結いたしました。

議案第24号、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。洗浄機、シンク等の購入につきましては、落札率97.6%、契約金額33,770千円で、株式会社第一機行と、令和6年8月14日付で仮契約を締結いたしました。

議案第25号、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。消毒保管機、冷凍・冷蔵庫の購入につきましては、落札率96.4%、契約金額34,320千円で、合同会社team Oneと令和6年8月13日付で、仮契約を締結いたしました。

議案第26号、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。真空冷却機等の購入につきましては、落札率98.8%、契約金額32,219千円で、有限会社サン冷熱と令和6年8月14日付で、仮契約を締結いたしました。説明は以上でございます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

宮里教育長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見ありますか。安里委員、お願いします。

安里委員 ご説明、ありがとうございます。与儀学校給食センターということですけど、昨年度でしたかね。開南学校給食センターの試食に行きまして、向こうは小規模給食センターということで大体1,500食作っているということですけども、この与儀学校給食センターは、単独調理場ですか。それとも小規模なのか。というのはね。議案第23号ですけど、コンテナが10台、シンク等が16台、冷凍・冷蔵庫が18台、それから真空冷却機が5台と、イメージ的には、結構、大きいのかなと思ってですね。その辺、どうですか。

宮里教育長 島袋学校給食課長、よろしくお願いします。

島袋課長 ありがとうございます。今回、与儀小学校の単独調理場を屋内運動場等の改築事業に併せまして、小規模センター、共同調理場として整備するものでございます。与儀小単独調理場から与儀学校給食センター、小規模センターに改築いたしまして、令和7年度の冬季休業明けから与儀小学校、大道小学校、壺屋小学校、真和志中学校の4校へ、学校給食1,200食程度の提供開始を計画しているところでございます。

宮里教育長 安里委員、よろしいですか。

安里委員 今、納得しました。これだけの規模を単独でやるのかなと思っていました。そういった設置計画みたいなものがあるんでしょうね。

宮里教育長 ありますね。小規模センターに移行する計画があります。

安里委員 それを、今、一生懸命作っているという状況でしょうか。はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 ほかに、ございますか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 ちょっとした興味ですけれど、入札に参加できる企業の、決まりみたいなものって、あるんですか。県内企業であるとか、那覇市が指定するとか。例えば建築ならランクとか、ありますよね。

山城委員 Aランクとか。

仲本委員 それがあるのか。

宮里教育長 島袋学校給食課長、どうぞ。

島袋課長 どのような入札にするかは、案件によって異なっております。今回の入札につきましては、那覇市内に本店がある業者で、令和6年度・7年度に那覇市に厨房機器取り扱い業者として登録している業者ということで、制限付き一般競争入札をいたしております。

稲福部長 補足ですけれども、一般競争入札だと全ての業者が受けられます。制限付き競争入札だと何らかの制限がかかりますが、今回については、「那覇市に登録している業者」という制限となっています。場合によっては電気技師が何級以上とか、級を定めて資格をもっている業者が参加できるという制限もあります。

仲本委員 よく分かりました。

宮里教育長 ほかに、ございますか。山城委員、お願いします。

山城委員 確認ですね。この4件とも、年度予算には折り込み済みだけれども、3,000万円以上の財産の取得ということで、議会の承認が必要という理解でよろしいですか。

島袋課長 はい。

山城委員 はい、分かりました。

宮里教育長 3,000万円から市長決裁でしたか。

島袋課長 事務決裁規程がございまして、その予定価格に応じて決裁者が異なる、という規定がございます。

宮里教育長 ほかに、ありますか。大丈夫ですか。それでは、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の財産の取得に関する意見の申出については、関連して、まとめて説明していただきましたが、それについて、1つずつ、お伺いして行きたいと思います。

 まずは、議案第23号「財産の取得(コンテナ消毒装置)に関する意見の申出について」は、原案のとおり、決定してよろしいですか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしとのことですので、議案第23号「財産の取得(コンテナ消毒装置)に関す

る意見の申出について」は、可決いたします。

続いては、議案第24号「財産の取得(洗浄機、シンク等)に関する意見の申出について」は、原案のとおり、決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第24号「財産の取得(洗浄機、シンク等)に関する意見の申出について」は、可決いたしました。

続きまして、議案第25号「財産の取得(消毒保管機、冷凍・冷蔵庫)に関する意見の申出について」は、原案のとおり、決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしとしますので、議案第25号「財産の取得(消毒保管機、冷凍・冷蔵庫)に関する意見の申出について」は、可決いたしました。

最後になります。議案第26号「財産の取得(真空冷却機等)に関する意見の申出について」は、原案のとおり、決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第26号「財産の取得(真空冷却機等)に関する意見の申出について」は、可決いたしました。学校給食課、どうも、ありがとうございました。

～ 非公開（議会議決後公開） ～

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

宮里教育長 本日は議案9件、休憩を挟んで、報告1件ありましたけれども、大変、お疲れ様でした。以上を持ちまして、令和6年度第10回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第18号	那覇市スポーツ推進審議会への諮問について	原案どおり可決
議案第19号	令和7年度に使用する小学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第20号	令和7年度に使用する中学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第21号	令和7年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について	原案どおり可決

議案第22号	那覇市教育事務点検評価の答申及び報告書について	原案どおり可決
議案第23号	財産の取得（コンテナ消毒装置）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第24号	財産の取得（洗浄機、シンク等）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第25号	財産の取得（消毒保管機、冷凍・冷蔵庫）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第26号	財産の取得（真空冷却機等）に関する意見の申出について	原案どおり可決